

第 3 医学管理等 がん治療連携計画策定料の施設基準

がん治療連携指導料の施設基準

がん治療連携管理料の施設基準

外来がん患者在宅連携指導料の施設基準

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 6 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 59 号）

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」

（令和 6 年 3 月 5 日 保医発 0305 第 6 号）

告示	通知
<p>9の2 がん治療連携計画策定料の施設基準</p> <p>(1) がん治療連携計画策定料の注 1 に規定する施設基準</p> <p>イ がん診療の拠点となる病院又はそれに準じる病院であること。</p> <p>ロ 当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届け出ていること。</p> <p>(2) がん治療連携計画策定料の注 5 に規定する施設基準</p> <p>情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。</p> <p>9の3 がん治療連携指導料の施設基準</p> <p>(1) 地域連携診療計画において連携する保険医療機関として定められている保険医療機関であって、当該地域連携診療計画をがん治療連携計画策定料を算定する病院と共有するとともに、あらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。</p> <p>(2) がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画</p>	<p>第 11 の 2 がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料</p> <p>1 がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料の施設基準</p> <p>あらかじめ計画策定病院において疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が作成され、連携医療機関と共有されていること。</p> <p>2 がん治療連携計画策定料の施設基準</p> <p>がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院）、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院）の指定を受けた病院又は「小児がん拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に基づき小児がん拠点病院の指定を受けた病院をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う（以下同じ。）。また、がん診療連携拠点病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院をいう。</p> <p>3 がん治療連携計画策定料の注 5 に関する施設基準</p>

に基づいた治療を行うことができる体制が整備されていること。

9の4 がん治療連携管理料の施設基準

がん診療の拠点となる病院であること。

9の4の2 外来がん患者在宅連携指導料の施設基準

(1) 外来がん患者在宅連携指導料の注 1 に規定する施設基準

外来緩和ケア管理料又は外来腫瘍化学療法診療料 2 の施設基準を満たしていること。

(2) 外来がん患者在宅連携指導料の注 3 に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

4 届出に関する事項

(1) がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 13 の 2 を用いること。なお、届出に当たっては、計画策定病院において、がん治療連携指導料の算定を行う連携医療機関に係る届出を併せて行っても差し支えない。

(2) 計画策定病院が当該届出を行う際には、がんの種類や治療法ごとに作成され、連携医療機関とあらかじめ共有されている地域連携診療計画を添付すること。なお、その様式は別添 2 の様式 13 の 3 を参考にすること。

(3) がん治療連携計画策定料の注 5 に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、がん治療連携計画策定料の注 5 として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 11 の 3 がん治療連携管理料

1 がん治療連携管理料の 1 に関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、カンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

2 がん治療連携管理料の 2 に関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院の指定を受けていること。

3 がん治療連携管理料の 3 に関する施設基準

「小児がん拠点病院の整備について」に基づき、小児がん拠点病院の指定を受けていること。なお、カンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

4 届出に関する事項

がん治療連携管理料の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 11 の 3 の 2 外来がん患者在宅連携指導料

1 外来がん患者在宅連携指導料に関する保険医療機関の基準

外来緩和ケア管理料又は外来腫瘍化学療法診療料
1 若しくは 2 の届出を行っていること。

2 外来がん患者在宅連携指導料の注 3 に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

3 届出に関する事項

(1) 外来緩和ケア管理料又は外来腫瘍化学療法診療料 1 若しくは 2 の届出を行っていればよく、外来がん患者在宅連携指導料として、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

(2) 外来がん患者在宅連携指導料の注 3 に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、外来がん患者在宅連携指導料の注 3 として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

療に携わる職員全てを対象とした、精神保健福祉法、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会の年 2 回程度の実施

(6) (3)及び(4)の内法の規定の適用については、平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関については、当該病棟の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、(3)及び(4)の内法の規定を満たしているものとする。

2 届出に関する事項

認知症治療病棟入院料に係る施設基準の届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び様式 56 を用いることとし、当該病棟の平面図を添付すること。また、「注 2」に規定する認知症夜間対応加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 9、様式 20 及び特掲診療料施設基準通知の別添 2 の様式 48 を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式 20 の当該看護要員のみを省略することができること。なお、認知症夜間対応加算の様式 48 に係る届出については、医療保護入院等診療料の届出を行っている場合は、別に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。